

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玖珠町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玖珠町長

公表日

平成27年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して町長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その他課税標準に町で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準額に不服がある場合は、固定資産評価委員会に審査の申し出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては、町長へ不服申し立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>当町においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>(1) 所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)</p> <p>(2) 納税者より提出される償却資産申告書を受領する。(地方税法第383条等)</p> <p>(3) 価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>(4) 固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条)</p> <p>(5) 天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。(地方税法第367条等)</p>
③システムの名称	固定資産税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および同法別表第1項番16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2項番27及び情報提供者が町長となる地方税関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	課長 石井 信彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

